

経営強化計画

年　月　日提出

(提出者) 主たる事務所
の所在地
名　称
代　表　者　　役職・氏名　印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第1 経営強化計画の実施期間

第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

第3 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

第4 収益の見通し

第5 剰余金の処分の方針

第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、経営強化計画を提出する震災特例金融機関等（労働金庫等に限る。以下同じ。）の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 経営強化計画の実施期間

- (1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
- (2) 経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
- (3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から5年以内の事業年度の終了日の属する月を記載すること。

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その

他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

- (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
- (3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。
- (4) 「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化の方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

5. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

- (1) 経営強化計画を提出する震災特例金融機関等が法附則第8条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を記載すること。
- (2) 「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①及び②までに掲げる事項を記載すること。
 - ① 優先出資
 - イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額
 - ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容等
 - ② 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）
借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等

6. 収益の見通し

- (1) 経営強化計画の実施期間中における収益の見通しの概要について、（別表1）に掲げられた計数を用いるなど具体的な記載に努めること。
- (2) 経営に関連する各種指標については、（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見通しを記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

7. 剰余金の処分の方針

- 配当に対する方針を（別表2）により記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

- 経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについて

の今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

(別表1) (単体)

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見 込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産 ・ 負債 ・ 資本勘定 (平均残高)	資産の部合計							
	うち貸出金							
	負債の部合計							
	うち預金積金・譲渡性預金							
	純資産の部合計							
	うち出資金							
	うち資本剩余金							
	うち資本準備金							
	うち利益剩余金							
	うち利益準備金							
損益	うち土地再評価差額金							
	うちその他有価証券評価差額金							
	うち自己優先出資、処分未済持 分							
	業務純益							
	業務収益							
	資金運用収益				-	-	-	-
	うち貸出金利息				-	-	-	-
	役務取引等収益				-	-	-	-
	特定取引収益				-	-	-	-
	その他業務収益				-	-	-	-
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益 +国債等債券償還益)				-	-	-	-
	業務費用							
	資金調達費用				-	-	-	-
	うち預金積金・譲渡性預 金利息				-	-	-	-
	役務取引等費用				-	-	-	-
	特定取引費用				-	-	-	-
	その他業務費用				-	-	-	-
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損 +国債等債券償還損 +国債等債券償却)				-	-	-	-
	一般貸倒引当金繰入額							

経営指標 (%)	経費								
	うち人件費				—	—	—	—	—
	うち物件費				—	—	—	—	—
	うち機械化関連費用				—	—	—	—	—
	金銭の信託運用見合費用				—	—	—	—	—
	業務粗利益 (= 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 + 経費)								
	国債等債券関係損益				—	—	—	—	—
	コア業務純益 (= 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益)								
	臨時損益								
	うち不良債権処理損失額								
	個別貸倒引当金繰入額				—	—	—	—	—
	貸出金償却				—	—	—	—	—
	その他の処理額				—	—	—	—	—
	うち株式等関係損益								
	経常利益								
	特別損益								
	税引前当期純利益				—	—	—	—	—
	法人税、住民税及び事業税				—	—	—	—	—
	法人税等調整額				—	—	—	—	—
	税引後当期純利益								
	資金運用利回				—	—	—	—	—
	貸出金利回				—	—	—	—	—
	資金調達原価率				—	—	—	—	—
	預金等利回 (= (預金利息 + 謹渡性預金利息) / 預金積金・謹渡性預金平均残高合計)				—	—	—	—	—
	資金調達経费率 (= 経費 / 預金積金・謹渡性預金・債券平均残高合計)				—	—	—	—	—
	預貸率				—	—	—	—	—
	総資金利鞘 (= 資金運用利回 - 資金調達原価率)				—	—	—	—	—

	預貸金利鞘 (=貸出金利回一預金等利回一資金 調達経費率)				-	-	-	-	-
	当期利益ROE (=税引後当期純利益／総資産)				-	-	-	-	-
	当期利益ROA (=税引後当期純利益／総資産)				-	-	-	-	-
	コア業務純益ROE (=コア業務純益／総資産)				-	-	-	-	-
	コア業務純益ROA (=コア業務純益／総資産)				-	-	-	-	-
	業務粗利益経費率 (= (経費 - 機械化関連費用) / 業 務粗利益)				-	-	-	-	-
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高								
	破産更生等債権額				-	-	-	-	-
	危険債権額				-	-	-	-	-
	要管理債権額				-	-	-	-	-
	正常債権額								
	総与信 (=金融再生法開示債権残高 + 正常 債権額)								
	不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高 / 総与 信)								
	リスク管理債権残高				-	-	-	-	-
	破綻先債権額				-	-	-	-	-
	(部分直接償却)				-	-	-	-	-
	延滞債権額				-	-	-	-	-
	3ヵ月以上延滞債権額				-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権額				-	-	-	-	-

(連結)

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見 込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定(平均残高)	資産の部合計							
	うち貸出金							
	負債の部合計							
	うち預金積金・譲渡性預金							
	純資産の部合計							
	うち出資(資本)金							
	うち資本剩余金							
	うち資本準備金							
	うち利益剩余金							
	うち利益準備金							
損益	うち土地再評価差額金							
	うちその他有価証券評価差額金							
	うち自己優先出資(株式)、処分未済持分							
	経常利益							
	経常収益							
	資金運用収益				-	-	-	-
	役務取引等収益				-	-	-	-
	特定取引収益				-	-	-	-
	その他業務収益				-	-	-	-
	その他経常収益				-	-	-	-
	経常費用							
	資金調達費用				-	-	-	-
	役務取引等費用				-	-	-	-
	特定取引費用				-	-	-	-
	その他業務費用				-	-	-	-
	経費				-	-	-	-
	その他経常費用							
	うち貸出金償却							
	うち貸倒引当金繰入額							
	うち一般貸倒引当金繰入額							
	うち個別貸倒引当金繰入額							
特別利益								
特別損失								

法人税、住民税及び事業税				-	-	-	-	-
法人税等調整額				-	-	-	-	-
少数株主利益				-	-	-	-	-
税引後当期純利益								
経営指標 (%)	当期利益ROE (=税引後当期純利益／純資産)			-	-	-	-	-
	当期利益ROA (=税引後当期純利益／総資産)			-	-	-	-	-

(記載上の注意)

- 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。
ただし、経営強化計画の実施期間が3年を超える場合には3年とする。
- 3 事業年度末の計数を記載すること。
- 4 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

(別表2)

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見 込み	年 月末 見通し				
配当可能利益								
配当金総額（中間配当を含む）								
普通出資配当金				-	-	-	-	-
優先出資配当金（公的資金分）								
優先出資配当金（民間調達分）				-	-	-	-	-
1口当たり配当金（普通出資）				-	-	-	-	-
1口当たり配当金（優先出資）				-	-	-	-	-
配当率（普通出資）				-	-	-	-	-
配当率（優先出資、公的資金分）				-	-	-	-	-
配当率（優先出資、民間調達分）				-	-	-	-	-
配当性向				-	-	-	-	-

(記載上の注意)

「公的資金分」とは、法附則第8条第3項の規定により適用する法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する震災特例金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものという。

経営強化計画

年　月　日提出

(提出者) 主たる事務所

の所在地

名　　称

代表者　役職・氏名　印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第9条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第1 経営強化計画の実施期間

第2 金融組織再編成の内容及び実施時期

第3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する震災特例金融機関等が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）

第4 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する震災特例金融機関等が法附則第9条第1項の規定により法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）

第5 経営の強化に伴う労務に関する事項

第6 業務実施金融機関における収益の見通し

第7 剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する震災特例金融機関等が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限る。）

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策（経営強化計画を提出する震災特例金融機関等が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限る。）

(記載上の注意)

1. 一般的な事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する震災特例金融機関等（労働金庫等に限る。以下同じ。）の代表者が記名押印又は自ら署名すること。
- (2) 経営強化計画を連名で提出する金融機関等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 経営強化計画の実施期間

- (1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
- (2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日（組織再編成金融機関等が銀行等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月1日から翌年3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
- (3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から5年以内の事業年度の終了日の属する月を記載すること。

4. 金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する震災特例金融機関等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等の商号又は名称を併せて記載すること。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。
- (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
- (3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。
- (4) 「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
- (6) 経営強化計画を提出する金融機関等が法附則第9条第1項の申込みをしない場合における「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県全てを「業務実施金融機関が業務を行う地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

6. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

- (1) 経営強化計画を提出する震災特例金融機関等が法附則第9条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を記載すること。
- (2) 「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、

次の①及び②までに掲げる事項を記載すること。

① 優先出資

- イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額
- ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容等

② 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等

7. 経営の強化に伴う労務に関する事項

以下に掲げる事項を記載すること。

- (1) 経営強化計画の始期における職員数
- (2) 経営強化計画の終期における職員数
- (3) 経営の強化に充てる予定の職員数
- (4) (3)中、新規採用される職員数
- (5) 経営の強化に伴い出向又は解雇される職員数

8. 業務実施金融機関における収益の見通し

- (1) 経営強化計画の実施期間中における収益の見通しの概要について、（別表1）に掲げられた計数を用いるなど具体的な記載に努めること。
- (2) 経営に関連する各種指標については、（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見通しを記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

9. 剰余金の処分の方針

配当に対する方針を（別表2）により記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

10. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

(別表1) (単体)

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見 込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産 ・負債 ・資本勘定 (平均残高)	資産の部合計							
	うち貸出金							
	負債の部合計							
	うち預金積金・譲渡性預金							
	純資産の部合計							
	うち出資金							
	うち資本剰余金							
	うち資本準備金							
	うち利益剰余金							
	うち利益準備金							
損益	うち土地再評価差額金							
	うちその他有価証券評価差額金							
	うち自己優先出資、処分未済持 分							
	業務純益							
	業務収益							
	資金運用収益				-	-	-	-
	うち貸出金利息				-	-	-	-
	役務取引等収益				-	-	-	-
	特定取引収益				-	-	-	-
	その他業務収益				-	-	-	-
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益 +国債等債券償還益)				-	-	-	-
	業務費用							
	資金調達費用				-	-	-	-
	うち預金・譲渡性預金 利息				-	-	-	-
	役務取引等費用				-	-	-	-
	特定取引費用				-	-	-	-
	その他業務費用				-	-	-	-
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損 +国債等債券償還損 +国債等債券償却)				-	-	-	-

	一般貸倒引当金繰入額							
	経費							
	うち人件費			—	—	—	—	—
	うち物件費			—	—	—	—	—
	うち機械化関連費用			—	—	—	—	—
	金銭の信託運用見合費用			—	—	—	—	—
	業務粗利益 (=業務純益+一般貸倒引当金繰入額+経費)							
	国債等債券関係損益			—	—	—	—	—
	コア業務純益 (=業務純益+一般貸倒引当金繰入額-国債等債券関係損益)							
	臨時損益							
	うち不良債権処理損失額							
	個別貸倒引当金繰入額			—	—	—	—	—
	貸出金償却			—	—	—	—	—
	その他の処理額			—	—	—	—	—
	うち株式等関係損益							
	経常利益							
	特別損益							
	税引前当期純利益			—	—	—	—	—
	法人税、住民税及び事業税			—	—	—	—	—
	法人税等調整額			—	—	—	—	—
	税引後当期純利益							
経営指標 (%)	資金運用利回			—	—	—	—	—
	貸出金利回			—	—	—	—	—
	資金調達原価率			—	—	—	—	—
	預金等利回 (= (預金利息+譲渡性預金利息) / 預金積金・譲渡性預金平均 残高合計)			—	—	—	—	—
	資金調達経費率 (=経費 / 預金積金・譲渡性預金・債券平均残高合計)			—	—	—	—	—
	預貸率			—	—	—	—	—
	総資金利鞘 (=資金運用利回-資金調達原価率)			—	—	—	—	—

預貸金利鞘 (=貸出金利回一預金等利回一資金 調達経費率)				-	-	-	-	-
当期利益ROE (=税引後当期純利益／純資産)				-	-	-	-	-
当期利益ROA (=税引後当期純利益／総資産)				-	-	-	-	-
コア業務純益ROE (=コア業務純益／純資産)				-	-	-	-	-
コア業務純益ROA (=コア業務純益／総資産)				-	-	-	-	-
業務粗利益経費率 (= (経費 - 機械化関連費用) / 業 務粗利益)				-	-	-	-	-
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高							
	破産更生等債権額			-	-	-	-	-
	危険債権額			-	-	-	-	-
	要管理債権額			-	-	-	-	-
	正常債権額							
	総与信 (=金融再生法開示債権残高 + 正常 債権額)							
	不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高 / 総与 信)							
	リスク管理債権残高			-	-	-	-	-
	破綻先債権額			-	-	-	-	-
	(部分直接償却)			-	-	-	-	-
	延滞債権額			-	-	-	-	-
	3ヵ月以上延滞債権額			-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権額			-	-	-	-	-

(連結)

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見 込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定(平均残高)	資産の部合計							
	うち貸出金							
	負債の部合計							
	うち預金積金・譲渡性預金							
	純資産の部合計							
	うち出資(資本)金							
	うち資本剩余金							
	うち資本準備金							
	うち利益剩余金							
	うち利益準備金							
損益	うち土地再評価差額金							
	うちその他有価証券評価差額金							
	うち自己優先出資(株式)、処分未済持分							
	経常利益							
	経常収益							
	資金運用収益				-	-	-	-
	役務取引等収益				-	-	-	-
	特定取引収益				-	-	-	-
	その他業務収益				-	-	-	-
	その他経常収益				-	-	-	-
	経常費用							
	資金調達費用				-	-	-	-
	役務取引等費用				-	-	-	-
	特定取引費用				-	-	-	-
	その他業務費用				-	-	-	-
	営業経費				-	-	-	-
	その他経常費用							
	うち貸出金償却							
	うち貸倒引当金繰入額							
	うち一般貸倒引当金繰入額							
	うち個別貸倒引当金繰入額							
特別利益								
特別損失								

法人税、住民税及び事業税				—	—	—	—	—
法人税等調整額				—	—	—	—	—
少数株主利益				—	—	—	—	—
税引後当期純利益								
経営指標(%)	当期利益ROE (=税引後当期純利益／純資産)			—	—	—	—	—
	当期利ROA (=税引後当期純利益／総資産)			—	—	—	—	—

(記載上の注意)

- 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。
ただし、経営強化計画の実施期間が3年を超える場合には3年とする。
- 3 事業年度末の計数を記載すること。
- 4 経営強化計画を提出する震災特例金融機関等と組織再編成金融機関等（経営強化計画を実施する金融機関等）とで金融機関等の種類が異なる場合にあっては、過去の実績又は実績見込みと経営強化計画の実施期間中の見通しを同一の連続した表形式で記載することを要しない。
- 5 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

(別表2) (配当に関する事項)

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見 込み	年 月末 見通し				
配当可能利益								
配当金総額								
普通出資配当金（民間調達分）				—	—	—	—	—
優先出資配当金（公的資金分）								
優先出資配当金（民間調達分）				—	—	—	—	—
1口当たり配当金（普通出資）				—	—	—	—	—
1口当たり配当金（優先出資）				—	—	—	—	—
配当率（普通出資）				—	—	—	—	—
配当率（優先出資、公的資金分）				—	—	—	—	—
配当率（優先出資、民間調達分）				—	—	—	—	—
配当性向				—	—	—	—	—

(記載上の注意)

- 1 「公的資金分」とは、法附則第9条第3項の規定により適用する法第17条第1項の規定による決定（法附則第9条第3項の規定により適用する法第19条第1項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものという。

2 組織再編成金融機関等（経営強化計画を実施する金融機関等）が銀行等である場合にあっては、適宜必要な修正を行うこと。

特定震災特例経営強化計画

年月日提出

(提出者) 主たる事務所

の所在地

名 称

代表者 役職・氏名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項の規定に基づき、特定震災特例経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第1 特定震災特例経営強化計画の実施期間

第2 経営指導契約の内容

第3 損害担保契約の内容

第4 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

第5 剰余金の処分の方針

第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 特定震災特例経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、特定震災特例経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、特定震災特例経営強化計画を提出する特定震災特例協同組織金融機関（労働金庫に限る。以下同じ。）の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 特定震災特例経営強化計画の実施期間

- (1) 特定震災特例経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
- (2) 特定震災特例経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、特定震災特例経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
- (3) 特定震災特例経営強化計画の終期となる月については、特定震災特例経営強化計画の始期から5年以内の事業年度の終了日の属する月を記載すること。

4. 損害担保契約の内容

被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を行う場合にあっては、その旨及びその内容を記載すること。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。
- (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
- (3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。
- (4) 「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

6. 剰余金の処分の方針

- (1) 配当に対する方針を（別表）により記載すること。ただし、特定震災特例経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載されるもので差し支えない。
- (2) （別表）の作成にあたり参照した経営に関する各種指標については、過去の実績又は実績見込みを可能な範囲で記載すること。特定震災特例経営強化計画の実施期間中の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載されるもので差し支えない。

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況並びにこれらに対する今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

(別表) (配当に関する事項)

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見 込み	年 月末 見通し				
配当可能利益								
配当金総額								
普通出資配当金				—	—	—	—	—
優先出資配当金（公的資金分）								
優先出資配当金（民間調達分）				—	—	—	—	—
1 口当たり配当金（普通出資）				—	—	—	—	—
1 口当たり配当金（優先出資）				—	—	—	—	—
配当率（普通出資）				—	—	—	—	—
配当率（優先出資、公的資金分）				—	—	—	—	—
配当率（優先出資、民間調達分）				—	—	—	—	—
配当性向				—	—	—	—	—

(記載上の注意)

- 1 「公的資金分」とは、法附則第11条第3項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。
- 2 特定震災特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することで差し支えない。

(参考) (単体)

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見 込み	年 月末 見通し				
資産・負債・資本勘定(期末残高)	資産の部合計							
	うち貸出金							
	負債の部合計							
	うち預金積金・譲渡性預金							
	純資産の部合計							
	うち出資金							
	うち資本剰余金							
	うち資本準備金							
	うち利益剰余金							
	うち利益準備金							
損益	うち土地再評価差額金							
	うちその他有価証券評価差額金							
	うち自己優先出資、処分未済持分							
	業務純益							
	業務収益							
	資金運用収益			—	—	—	—	—
	うち貸出金利息			—	—	—	—	—
	役務取引等収益			—	—	—	—	—
	特定取引収益			—	—	—	—	—
	その他業務収益			—	—	—	—	—
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益 +国債等債券償還益)			—	—	—	—	—
	業務費用							
	資金調達費用			—	—	—	—	—
	うち預金・譲渡性預金 利息			—	—	—	—	—
	役務取引等費用			—	—	—	—	—
	特定取引費用			—	—	—	—	—
	その他業務費用			—	—	—	—	—

		うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損 +国債等債券償還損 +国債等債券償却)			-	-	-	-	-
		一般貸倒引当金繰入額							
	経費								
		うち人件費			-	-	-	-	-
		うち物件費			-	-	-	-	-
		うち機械化関連 費用			-	-	-	-	-
		金銭の信託運用見合費用			-	-	-	-	-
	業務粗利益 (=業務純益+一般貸倒引当金繰入 額+経費)								
	国債等債券関係損益			-	-	-	-	-	-
	コア業務純益 (=業務純益+一般貸倒引当金繰入 額-国債等債券関係損益)								
	臨時損益								
	うち不良債権処理損失額								
	個別貸倒引当金繰入額			-	-	-	-	-	-
	貸出金償却			-	-	-	-	-	-
	その他の処理額			-	-	-	-	-	-
	うち株式等関係損益								
	経常利益								
	特別損益								
	税引前当期純利益			-	-	-	-	-	-
	法人税、住民税及び事業税			-	-	-	-	-	-
	法人税等調整額			-	-	-	-	-	-
	税引後当期純利益								
経営指標 (%)	資金運用利回			-	-	-	-	-	-
	貸出金利回			-	-	-	-	-	-
	資金調達原価率			-	-	-	-	-	-
	預金等利回 (= (預金利息+譲渡性預金利 息) / 預金積金・譲渡性預金 平均 残高合計)			-	-	-	-	-	-
	資金調達経費率 (=経費 / 預金積金・譲渡性預 金・債券平均残高合計)			-	-	-	-	-	-

預貸率				-	-	-	-	-
総資金利鞘 (=資金運用利回－資金調達原価率)				-	-	-	-	-
預貸金利鞘 (=貸出金利回－預金等利回－資金 調達経費率)				-	-	-	-	-
当期利益ROE (=税引後当期純利益／総資産)				-	-	-	-	-
当期利益ROA (=税引後当期純利益／総資産)				-	-	-	-	-
コア業務純益ROE (=コア業務純益／総資産)				-	-	-	-	-
コア業務純益ROA (=コア業務純益／総資産)				-	-	-	-	-
業務粗利益経費率 (= (経費－機械化関連費用) / 業 務粗利益)				-	-	-	-	-
不良債 権関 連指 標	金融再生法開示債権残高							
	破産更生等債権額			-	-	-	-	-
	危険債権額			-	-	-	-	-
	要管理債権額			-	-	-	-	-
	正常債権額							
	総与信 (=金融再生法開示債権残高 + 正常 債権額)							
	不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高 / 総与 信)							
	リスク管理債権残高			-	-	-	-	-
	破綻先債権額 (部分直接償却)			-	-	-	-	-
	延滞債権額			-	-	-	-	-
	3ヵ月以上延滞債権額			-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権額			-	-	-	-	-

(連結)

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見 込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定(期末残高)	資産の部合計							
	うち貸出金							
	負債の部合計							
	うち預金積金・譲渡性預金							
	純資産の部合計							
	うち出資(資本)金							
	うち資本剩余金							
	うち資本準備金							
	うち利益剩余金							
	うち利益準備金							
損益	うち土地再評価差額金							
	うちその他有価証券評価差額金							
	うち自己優先出資(株式)、処分未済持分							
	経常利益							
	経常収益							
	資金運用収益				-	-	-	-
	役務取引等収益				-	-	-	-
	特定取引収益				-	-	-	-
	その他業務収益				-	-	-	-
	その他経常収益				-	-	-	-
	経常費用							
	資金調達費用				-	-	-	-
	役務取引等費用				-	-	-	-
	特定取引費用				-	-	-	-
	その他業務費用				-	-	-	-
	経費				-	-	-	-
	その他経常費用							
	うち貸出金償却							
	うち貸倒引当金繰入額							
	うち一般貸倒引当金繰入額							
	うち個別貸倒引当金繰入額							
特別利益								
特別損失								

法人税、住民税及び事業税				-	-	-	-	-
法人税等調整額				-	-	-	-	-
少数株主利益				-	-	-	-	-
税引後当期純利益								
経営指標 (%)	当期利益ROE (=税引後当期純利益／純資産)			-	-	-	-	-
	当期利益ROA (=税引後当期純利益／総資産)			-	-	-	-	-

(記載上の注意)

- 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、特定震災特例経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、特定震災特例経営強化計画の実施期間が3年を超える場合には3年とする。
- 3 特定震災特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することで差し支えない。
- 4 事業年度末の計数を記載すること。
- 5 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

資本整理等実施要綱

年月日提出

(提出者) 特別対象協同組織金融機関等の
主たる事務所の所在地
名称
代表者 役職・氏名 印
協同組織中欧金融機関の
主たる事務所の所在地
名称
代表者 役職・氏名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第17条第1項の規定に基づき、資本整理等実施要綱を次のとおり提出します。

記

第1 事業再構築の内容

第2 資本整理の内容

第3 資本整理を行うために預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

第4 事業再構築後の経営体制の整備に関する事項（事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡（以下「合併等」という。）以外の場合に限る。）

第5 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項（合併等以外の場合に限る。）

(記載上の注意)

1. 一般的事項

以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

2. 提出者

提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象協同組織金融機関等（労働金庫等に限る。以下同じ。）及び協同組織中央金融機関の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 事業再構築の内容

事業再構築（資本整理を含む。）の内容及び実施時期並びにその実現までの計画について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

- (1) 事業再構築の内容が合併等である場合には、合併等に関する契約の内容など、その実現性の確保に関する事項
- (2) 事業再構築の内容が合併等以外である場合には、会員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れの内容及びその実施時期など、その実現性の確保に関する事項
- (3) 事業再構築後の当該特別対象協同組織金融機関等又は特別対象協同組織金融機関等の事業を引継ぐ金融機関等における業務の方針（当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている

地域における業務の方針を含む。)。

- (4) 経営に関する各種指標については、(別表1)により過去の実績又は実績見込み及び事業再構築後の当該特別対象協同組織金融機関等又は特別対象協同組織金融機関等の事業を引き継ぐ金融機関等の事業を引き継ぐ金融機関等の3年間における見通し
- (5) 事業再構築後における剰余金の処分の方針(配当に関する方針(別表2)を含む。)

4. 資本整理の内容

資本整理の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

- (1) 資本整理の措置が、予定している事業再構築の内容に照らし必要である理由
- (2) 資本整理を行うにあたり適切に資産査定がなされる体制の整備に関する事項

5. 資本整理を行うために預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあつては、当該措置の内容

法附則第18条又は第19条の規定に基づく預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填(以下「金銭の贈与等」という。)の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

- (1) 金銭の贈与等に必要な額の算出根拠に関する事項
- (2) 金銭の贈与等の措置が、予定している事業再構築の内容に照らし必要である理由

6. 事業再構築後の経営体制の整備に関する事項

事業再構築が合併等以外である場合には、事業再構築後の特別対象協同組織金融機関等における経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

7. 事業再構築後の事業の継続及び再建を内容とする計画

事業の再構築が合併等以外である場合には、事業再構築後の特別対象協同組織金融機関における業務の方針を踏まえ、(別表1)に記載した経営に関する各種指標を実現するための具体的な方策を記載すること。

(別表1) (単体)

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実 績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定(平均残高)	資産の部合計						
	うち貸出金						
	負債の部合計						
	うち預金積金・譲渡性預金						
	純資産の部合計						
	うち出資金						
	うち資本剩余金						
	うち資本準備金						
	うち利益剩余金						
	うち利益準備金						
損益	うち土地再評価差額金						
	うちその他有価証券評価差額金						
	うち自己優先出資、処分未済持 分						
	業務純益						
	業務収益						
	資金運用収益				-	-	-
	うち貸出金利息				-	-	-
	役務取引等収益				-	-	-
	特定取引収益				-	-	-
	その他業務収益				-	-	-
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益 +国債等債券償還益)				-	-	-
	業務費用						
	資金調達費用				-	-	-
	うち預金・譲渡性預金利 息				-	-	-
	役務取引等費用				-	-	-
	特定取引費用				-	-	-
	その他業務費用				-	-	-
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損 +国債等債券償還損 +国債等債券償却)				-	-	-
	一般貸倒引当金繰入額						
	経費						

		うち人件費			-	-	-
		うち物件費			-	-	-
		うち機械化関連 費用			-	-	-
		金銭の信託運用見合費用			-	-	-
		業務粗利益 (=業務純益+一般貸倒引当金繰入額+経費)					
		国債等債券関係損益			-	-	-
		コア業務純益 (=業務純益+一般貸倒引当金繰入額-国債等債券関係損益)					
		臨時損益					
		うち不良債権処理損失額					
		個別貸倒引当金繰入額			-	-	-
		貸出金償却			-	-	-
		その他の処理額			-	-	-
		うち株式等関係損益					
		経常利益					
		特別損益					
		税引前当期純利益			-	-	-
		法人税、住民税及び事業税			-	-	-
		法人税等調整額			-	-	-
		税引後当期純利益					
経営指標 %		資金運用利回			-	-	-
		貸出金利回			-	-	-
		資金調達原価率			-	-	-
		預金等利回 (= (預金利息+譲渡性預金利息) / 預金積金・譲渡性預金平均 残高合計)			-	-	-
		資金調達経費率 (= 経費 / 預金積金・譲渡性預金・債券平均残高合計)			-	-	-
		預貸率			-	-	-
		総資金利鞘 (= 資金運用利回 - 資金調達原価率)			-	-	-
		預貸金利鞘 (= 貸出金利回 - 預金等利回 - 資金調達経費率)			-	-	-

	当期利益ROE (=税引後当期純利益／純資産)				-	-	-
	当期利益ROA (=税引後当期純利益／総資産)				-	-	-
	コア業務純益ROE (=コア業務純益／純資産)				-	-	-
	コア業務純益ROA (=コア業務純益／総資産)				-	-	-
	業務粗利益経費率 (= (経費 - 機械化関連費用) / 業務粗利益)				-	-	-
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高						
	破産更生等債権額				-	-	-
	危険債権額				-	-	-
	要管理債権額				-	-	-
	正常債権額						
	総与信 (=金融再生法開示債権残高 + 正常債権額)						
	不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高 / 総与信)						
	リスク管理債権残高				-	-	-
	破綻先債権額				-	-	-
	(部分直接償却)				-	-	-
	延滞債権額				-	-	-
	3ヵ月以上延滞債権額				-	-	-
	貸出条件緩和債権額				-	-	-

(連結)

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実 績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産 ・負債 ・資本勘定 (平均残高)	資産の部合計						
	うち貸出金						
	負債の部合計						
	うち預金積金・譲渡性預金						
	純資産の部合計						
	うち出資(資本)金						
	うち資本剩余金						
	うち資本準備金						
	うち利益剩余金						
	うち利益準備金						
損益	うち土地再評価差額金						
	うちその他有価証券評価差額金						
	うち自己優先出資(株式)、処分未済持分						
	経常利益						
	経常収益						
	資金運用収益				-	-	-
	役務取引等収益				-	-	-
	特定取引収益				-	-	-
	その他業務収益				-	-	-
	その他経常収益				-	-	-
	経常費用						
	資金調達費用				-	-	-
	役務取引等費用				-	-	-
	特定取引費用				-	-	-
	その他業務費用				-	-	-
	経費				-	-	-
	その他経常費用						
	うち貸出金償却						
	うち貸倒引当金繰入額						
	うち一般貸倒引当金繰入額						
	うち個別貸倒引当金繰入額						
	特別利益						
	特別損失						
	法人税、住民税及び事業税				-	-	-

法人税等調整額				-	-	-
少数株主利益				-	-	-
税引後当期純利益						
経営指標 %	当期利益ROE (=税引後当期純利益／純資産)			-	-	-
	当期利益ROA (=税引後当期純利益／総資産)			-	-	-

(記載上の注意)

- 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
- 2 事業再構築後の内容により、適宜必要な修正をして記載すること。
- 3 事業年度末の計数を記載すること。
- 4 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

(別表2) (配当に関する事項)

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実 績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
配当可能利益						
配当金総額						
普通出資配当金				-	-	-
優先出資配当金（公的資金分）						
優先出資配当金（民間調達分）				-	-	-
1 口当たり配当金（普通出資）				-	-	-
1 口当たり配当金（優先出資）				-	-	-
配当率（普通出資）				-	-	-
配当率（優先出資、公的資金分）				-	-	-
配当率（優先出資、民間調達分）				-	-	-
配当性向				-	-	-

(記載上の注意)

- 1 「公的資金分」とは、法附則第11条第3項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。
- 2 事業再構築後の内容により、適宜必要な修正を行うこと。

協同組織金融機能強化方針

年　月　日提出

(提出者) 主たる事務所
の 所 在 地
名 称
代 表 者 役職・氏名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第22条第1項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

- 第1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項
第2 第1の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針
第3 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項
第4 法第34条の2の取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項
第5 収益の見通し
第6 法附則第22条第1項の規定により法第34条の2の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針
第7 法第34条の2の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 協同組織金融機能強化方針が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するた

めの方針について記載すること。

- (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備の方策」及び「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
- (3) 「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備の方策」については、例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための協同組織金融機関等に対する経営指導に係る体制の強化の方策について記載すること。
- (4) 「被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化の方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

4. 第1の方針を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について記載すること。

5. 法第34条の2の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

第94条各号に規定する体制に関する事項について、それぞれ具体的に記載すること。

6. 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項

取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分して経理する旨を記載とともに、区分して経理する方法についてそれぞれ具体的に記載すること。

7. 収益の見通し

協同組織金融機能強化方針の提出後5年間の収益の見通しの概要について、計数を用いるなど具体的な記載に努めること。

8. 法附則第22条第1項の規定により法第34条の2の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

配当に対する方針を記載すること。

9. 法第34条の2の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況並びにこれらに対する今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。この場合において、協同組織金融機能強化方針に記載された事項を確実に実施するための体制整備に関する事項を併せて記載すること。